

第5類 給与

第1章 報酬・費用弁償

○日向東臼杵広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

（平成26年2月26日条例第19号）

日向東臼杵南部広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年日向東臼杵南部広域連合条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員報酬）

第2条 議会の議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- （1）議長 日額7,100円
 - （2）副議長及び議員 日額6,400円
- 2 前項の議員報酬は、その議員が職務に従事した日に支給する。ただし、必要に応じ、まとめて支給することができる。

（費用弁償）

第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費については、日向市の常勤の特別職の職員の受ける旅費と同一の額とする。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

（平成26年2月26日条例第20号）

日向東臼杵南部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 特別職の職員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員 日額6,400円
 - (2) 公平委員会委員 日額6,400円
 - (3) 選挙管理委員会委員 日額6,400円
 - (4) 情報公開審査会委員 日額8,000円
- 2 前項の報酬は、その者が職務に従事した日に支給する。ただし、必要に応じ、まとめて支給することができる。

（費用弁償）

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費については、日向市の常勤の特別職の職員の受ける旅費と同一の額とする。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合証人等に対する実費弁償に関する条例

（平成26年2月26日条例第21号）

日向東臼杵南部広域連合証人等に対する実費弁償に関する条例（平成14年日向東臼杵南部広域連合条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項の規定により、出頭又は参加した者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（実費弁償の額）

第2条 証人等に対する実費弁償の額は、日額6,400円とする。この場合において、日向東臼杵広域連合職員等の旅費に関する条例（平成26年日向東臼杵南部広域連合条例第22号）に規定する一般職の職員に支給される旅費（日当を除く。）に相当する額を加給する。

（支給方法）

第3条 実費弁償は、出頭又は参加したとき支給する。

（その他の証人等）

第4条 第1条に規定する者以外の者で、広域連合の機関の求めに応じ、証人又は参考人として出頭した者に対しては、その実費を弁償する。

2 前項の実費弁償の額及び支給方法は、法令に特別の定めのあるもののほか、前2条に定めるところによる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。